

令和3年度 第1回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和3年6月14日（月）14:00～15:45

場 所／酒田地区広域行政組合 大会議室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会 （略）

2. 諮 問 酒田市長（代理：市民部長）から環境審議会会長あて諮問文を読み上げ、諮問書を手交する。

3. 市民部長あいさつ （略）

4. 議 事

議長（会長） それでは、次第に沿って議事を進めることといたします。はじめに本日の審議会の流れについて、事務局より説明の方よろしくお願ひいたします。

事務局（課長） <審議会の進め方説明>

（1）計画段階環境配慮書についての説明と質疑応答

議長（会長） それでは、事業者さんからの説明をいただきます。

本日は、事業者Aさんからご紹介いただいた、関連業者Bさんが機材の操作をしてくださいます。よろしくお願ひいたします。それでは、事業者Aさん、ご説明をお願ひいたします。

事業者 <配慮書説明>

議長（会長） ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました配慮書の内容について、委員の皆様からご質問等のある方の発言を求めます。

委員 配慮書本書283頁、海域に生息する動物として下記表の4.3-8が記載されています。二つ目の黒四角ですが、この内容では共同漁業権で漁獲されているものがほとんどありません。一番下に、メバルの生息が想定されず、とあるがメバルを生息させるために人工漁礁を置いています。

カレイは生息していると考えたとありますが、カレイも一種類だけではなく、遊佐町・酒田市の漁業者は7～10種類のカレイを採捕しています。関係機関職員に聞いた内容と書いてありますが、もっと掘り下げた漁業実態調査があるのでそれをご覧いただき、内容を厚いものにしていただきたい。もう一点、要約書22頁の表3-2(1)で海域の共同漁業権は山形県養漁業協同組合で設定されているとありますが山形県漁業協同組合の間違いだと思うので訂正お願いいたします。

事業者                    ありがとうございます。方法書以降では、漁協さん等へのヒアリングについては適切に実施し情報の収集に努めていきたいと思えます。

委員                      鳥類の観点から質問します。配慮書11頁に現在想定される風力発電機の基数がありますが、風力の出力単位によって最大であれば53基、最小であれば28基と、かなり幅のある想定となっています。どのようなタイミングでどれにするかを定めるのかを教えてください。

                              というのも、鳥類については284頁の空域における容積比率で検討されていますが、同じ容積率であっても、風車の配置、ブレードの高さ、色彩などによってバードストライクを避けられるのか全く変わってくると思えます。現在の配慮書の段階ではそのあたりがまだ検討できない段階にあると思えます。これから詳細調査をするにあたって、風車の基数、高さなどが関わってくると思えます。何も検討されずに進んでしまうということが非常に心配なので、タイミング、スケジュール感をお聞きしたい。

事業者                    風車の機種を選定のタイミングは、今回の海域は公募で選定されるということなので、おそらく公募の時までには風車の機種は確定するのではないかと考えています。調査に関しても機種が確定した後に行われます。基本的には風車の選定を踏まえた上で調査が行われると考えております。

委員                      今の段階では想定される調査の内容はわからないということでしょうか。

事業者                    今後検討して進めていく予定となっています。

委員                      関連ですが、機種、基数、大きさ、パワーなどについて、事業計画、配置計画も含めて事業者が決めるのではないのでしょうか。県が決

めるのですか。その辺を確認したいです。

事業者 機種、レイアウト、基数については基本的には事業者が決めていきます。環境影響評価に加え、地域住民や漁業者の意見をいただきながら、皆様にご理解いただけるような、機種、レイアウト、基数を選定していくことを考えています。

委員 先ほどの質問の趣旨は、配置計画や機種について決まるのは時期的にいつなのかという問いかけだったと思います。それに対していつ頃という回答はなかったのですが。

事業者 公募が行われる時期がまだ確定していませんが、公募の前段階にはより詳細な計画を詰めていくこととなります、それにあたって漁業者の意見なども反映しながら計画を具体的にしていく予定です。それが終わった後に調査を行うということ考えています。

委員 スケジュール等については、公募の段階にならないとわからないということですね。

事業者 こちらの海域についてはこれから公募が行われ、そのプロセスの中で地元で協議会が行われると考えています。その中で関係者のご意見を踏まえて風力発電事業の規模や調査内容などを考えていかなければならないと認識しています。

委員 そのことも踏まえながら基本的なところを教えてくださいたいのですが、計画段階環境配慮書の手続きの目的について事業者さんはどのようにお考えですか。法律上の配慮書手続きというのはどういった目的で設定されていると認識しているのかをお聞きしたい。

事業者 今回の計画段階環境配慮書については、熟度が低いですが、公募や協議会が始まる前に、想定される計画について重大な影響等があるかどうかについて、影響評価書をまとめて地元の方にご理解いただきたいという考えで提出しています。

委員 丁寧な言い方をするとすれば、ガイドラインに書いているように、この手続きというのは、事業の規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことによって、事業計画を早期の段階において柔軟な計

画変更を可能にしたりする効果を期待しての手続きですが、その理解はされていますか。

事業者 今回複数案として、位置、規模、構造、配置ということで、風車は6種類、基礎構造は5種類を考え、その中で最大の影響の場合について予測し、総合的に評価したものを記載しています。

委員 6つの配置パターンを提示されていますが、それに基づいて騒音や景観の予測などはどこに書かれていますか。6つの配置パターンに対してそれぞれに評価がされているような言われ方をしていますが、具体的にはどこに書かれているのでしょうか。

事業者 今ご指摘いただいている複数案の件ですが、複数案ごとに予測しているのではなく、騒音や景観といった項目ごとに、複数の案の中から環境影響が最大となる案について予測をしています。ご指摘の複数案ごとの結果というのは現状では示すことはできていません。

委員 環境影響の比較検討を行うための計画段階での検討はしていない、そういう意味では複数案を提示していると私は理解していないのですが、そちらは複数案を提示したと理解しているのでしょうか。

事業者 複数案について、配慮書の段階での現状は、2章の事業計画で可能性として記載しているに留まっているといったところは認識のとおりであると思っています。

委員 複数案を設定するというのが配慮書段階の原則になっていますが、具体的な複数案ではないようです。具体的な配置パターンもありません。単に出力の規模と基数だけを示したものになっています。それを複数案と捉えているのでしょうか。

事業者 ご指摘の点は確かにそのとおりです。先ほど申し上げたとおり今後公募のプロセス手続きに入ります。その前に複数案の風車レイアウトをお示しするという事は、公募の手続き上難しいという点をご理解いただきたいと思えます。

委員 繰り返しになりますが、理解という話ではなく、法律上の目的に沿った手続きをしていただきたいと思います。公募の手続きとは関係な

く複数案を提示できる可能性はあるわけです。何か複数案を提示できない理由はあるのでしょうか

事業者 現在、事業計画としては熟度が低く、これから熟度を上げて事業計画を作成していきます。現段階では構造 5 種類、風車の出力 6 種類という複数案を挙げていますが、これ以上の複数案は難しいと考えています。

委員 要約書 14 頁に書かれていることをお聞きしたいと思います。計画段階配慮手続の技術ガイドに則って、既に上位計画で事業の位置が決定している場合は複数案の設定は困難であり、と書かれているのですが、その場合複数案の設定が困難であるということと、配置計画とが混同して理由付けされているというのがこれまでの配慮書でした。貴社も同じような書き方をされています。事業区域と配置計画が混同しています。

例えば配置計画は今回、風車の出力 6 案が出されていますが、そこで想定して風車の並列、縦横の列が決まるでしょうから、それに対してそれぞれ騒音や景観に係るシミュレーションは少なくとも環境項目としてできる分野はあると思います。できない部分も当然ありますが。シミュレーションができるのになぜしないのかという疑問です。計算上はできる、出せるのに出していないのではないのでしょうか。その結果に基づいて景観や騒音への影響はこれだけ違うというのは出せるわけです。それをもって比較検討するというところでこの法律制度ができました。そのあたりを真摯に受け止めているのかどうか、本件にも疑問を持っています。そこを明確にお聞きしたいと思います。

事業者 おっしゃるとおりで、例えば騒音で申し上げれば、ある仮定の配置を設定すれば何らかの複数のシミュレーションができるのはご指摘のとおりです。今回の配慮書では暫定的なレイアウトを含めて設定ができていないためこういった形になりました。ご意見をうかがって、なるほどと思うこともあったので今回はこのような形とさせていただいて今後の参考にさせていただければと思います。

議長（会長） その他、ご意見等はございますか。

委員 大事な審議なので、審議会全体で 1 時間半の設定はどうかと思います。諮問に対し、その日で答申まで持っていくということなので、もう少し時間を確保していただくのがベストかと思います。

- 委員 配慮書の 269 頁の計画段階配慮事項の選定及び非選定基準のところ  
で、配慮事項に人と自然との触れ合いの活動の場が選定されない理由と  
して、施設が存在に伴って眺望景観の変化の影響が考えられることから、  
人と自然との触れ合いの活動の場について及ぼす影響の調査予測を方  
法書以降で検討すると記載されています。ただ、実際には海岸の利用者  
も多い地域ですし、海岸領域に相当の圧迫感を与えかねないので眺望景  
観が影響を受けるのは当然ですが、それに加えて先ほど申し上げた騒音  
について感じ取ることを想定していないというのはなぜなのかお聞き  
したい。要するに非選定理由の中に眺望景観のみ取り上げ、騒音に関し  
て書いていないのはなぜなのかということです。
- 事業者 確かに言葉足らずだったかもしれません。景観だけではなく、騒音に  
よっても触れ合いの活動の場に間接的に影響を及ぼすというのは確か  
にあるかと思います。これについては、方法書以降で記載に修正を行  
いたいと思います。
- 委員 方法書以降ではなくて、この計画段階配慮書の中に入れておかなけれ  
ばならなかったのではありませんか、という指摘です。
- 事業者 ご指摘のとおりです。失礼いたしました。
- 委員 要約書の 39 頁 40 頁の評価結果の総括表についてです。ここの騒音と  
動物についてお聞きしたい。まずは騒音です。騒音による重大な影響の  
回避や低減が将来的に可能であると評価する、として、方法書以降の手  
続きにおいて…と記載され、方法書以降において予測計算等を行うとさ  
れています。ですが、最大最小のレベルを想定した予測計算は計画段階  
配慮書の段階でも可能なのではないかと思います。また動物における空  
域と海域での影響についても計算予測結果が出されていますが、それな  
らばそこについての予測計算も可能だろうと思います。先ほどと似たよ  
うな質問ですがお聞きします。
- 事業者 条件設定を仮定すればシミュレーションが可能ではありますが、現  
状では風車のパワーレベルも未定であり、その仮定条件での計算は今  
回実施しなかったことをご理解いただければと思います。
- 委員 理解は出来かねますが次の質問です。動物の空域と海域における影  
響です。最初に空域における影響について、最大出力になる発電機に

ついて事業想定区域内全体の容積のうち 97.8%の改変されない区域が確保されることから鳥類の移動経路の阻害、ブレードタワーへの接触等の重大な影響又は被害は回避又は低減されると評価すると記載されています。この記載は論理的にも飛躍的かつ乱暴な書き方ではないかと思えます。

例えば発電機の並び方向によっては、水平方向に斜めに飛翔したとか平行に飛翔した場合、改変空域が複数連続して存在することになってしまいます。単純計算で占有している容積の数値を出しただけでは何の意味も無いのではありませんか。科学的な根拠がない単純な計算結果であり、それをもって重大な影響が回避又は低減されると記載するのは、乱暴であると思えます。少なくとも海外の事例調査が出ているので、その知見を収集分析するなどして今後検討していくなどの記載が必要ではないでしょうか。

海域における影響も同じように記載されています。最大となる発電機数を元にして、事業の想定区域全体の面積に対して 99.7%の区域が確保されるため、海域に生息する動物に対する重大な影響は回避又は低減されると評価すると述べられています。こちらも論理的にも飛躍的かつ乱暴な書き方ではないかと思えます。

風況は当然良いので事業提案にもなっているのですが、波高が高いわけですね。そういう日も多い地域で、年間通して波高 4~5mの日も少なくありません。そのような地域に今回のような構造物が林立すると、海底地形の改変について新たに複雑な攪乱が生じるのは容易に想定ができると思えます。それなのに発電機が立地する単純な面積を計算して、その占有率が小さいから海域に生息する動物への影響が回避低減されるという結論を文章として記載するという事は、事業者の現状に対する認識に疑念をいだいてしまいます。海外の事例調査もあるでしょうから、そういったものを収集分析すべきだと思います。

この指摘については、文章をこのまま残していくという考えなのか、多少は変えていこうという気があるのか、その点をお聞きしたい。この文章を変えないのであれば、その科学的な根拠、そこに至る経緯をもう少し具体的に記載していただかないと理解はできません。

事業者

現在の配慮書で行っている予測評価というものは、簡易的であり不確実性を伴うものであるとの認識はしています。現状では、現地調査等の詳細なデータがないということもあり、詳細な予測まではできなかったというのが正直なところです。単純に改変率だけで予測するのではなく、洗掘防止による海底面攪乱とか、様々な要因についても

予測評価をしなければいけないと認識しています。現在の配慮書では、十分な検討が出来ていないので、今後の方法書以降では、要因も含めて科学的な知見に基づいた予測評価を実施する必要があると認識しています。

委員

私が指摘している大事な視点が理解いただけていないようです。評価結果として文章で記載されている内容について、それに根拠があるのかどうかというのを聞いているのです。今後、現地調査、詳細調査が必要なのは当然として、根拠が無いので記載できないようなことが記載されていることを指摘している訳です。ここの文章をそのまま主張されるのですか。

事業者

文章としては影響が大きいのか小さいのかについて具体的な根拠を示していないという点がありますので、配慮書についてはこのような文書にさせていただきましたが、ご意見を参考に今後の図書については記載内容については検討していきます。

委員

配慮書本文 300 頁の主要な眺望景観への影響についてです。今回の風力発電施設は景観の視点でいろいろな議論がでてくる分野だと思われれます。私は洋上風力発電を推進する立場という前提で、今までの質問をさせていただいています。不明なところは不明と記載し、こういうところをしっかりと調べますといった姿勢が無いと日本での風力発電はスムーズに進まないだろうと思います。

主要な眺望景観の議論の時には、どの事業者さんも景観対策ガイドラインを使用されます。風力発電機は送電用の鉄塔とは形状等は異なります。貴社においても、景観対策ガイドラインにある垂直見込み角と鉄塔の見え方の評価を参考にして、今回の配慮書に記載されています。ですが今回の事業は最大 53 基ということで、かつ海面からの最大の高さが 325m という巨大風車群になる訳です。送電鉄塔とは形態も構造も違う風車群に対して、景観対策ガイドラインの表現をアセスの中で引用するのはなぜなのでしょう。同じようなものであるといった研究結果等があるのでしょうか。

事業者

ご指摘のとおりこの景観対策ガイドラインは鉄塔の見え方に関するものです。風車にそのまま適用できるのかという課題はあると認識しています。現状、風車に関する垂直視野角といった知見がないため、参考としてお示ししています。実際にどう見えるのかはフォトモンタ



ージュ法等でお示しするのが不可欠と思います。今回はお示しできませんでしたが、そのような予測評価は行っていきたいと思います。

委員 引用された景観対策ガイドラインも同じような議論があり、例えばモニターを使って見え方と垂直視角を整理されたものと思います。鉄塔と風車の違いがわかっていて、おかしいというのであれば、なぜ風力発電の施設に対しての新たな基準を検討してから計画段階配慮書の作成を行わなかったのか、そのあたりはどのようにお考えですか。

事業者 あくまでも参考という形でこのガイドラインを用いています。

委員 これ以上の答えは今日は期待できないと思いますが、これまでの事業者と違って電力会社Cのグループ会社ということなので、事業へ取り組む姿勢の話になるかと思います。福島第一原発事故やその後の原発施設の運営能力が問われている電力会社Cさんですので、そういった企業文化を考えるのならば、方法書以降の段階で検討するのではなく、この計画段階配慮書で適切な評価手法を提示する等、景観も含めて環境影響の低減化に対しての本気度をきちんと示すべきなのではないのでしょうか。

今まで他の事業者さんの配慮書を拝見してきましたが、それとほとんど同じような書き方です。電力会社Cさんが参入するのであれば本気度を示し、景観対策ガイドラインの準用がおかしいと思っているならばまずは研究をして、景観についての検討結果はこうなりましたと、真摯に、そして率先して考えることが必要ではないでしょうか。景観だけでなく、先ほどから出ている他の課題に対しても、他社とは違うのだということをぜひ示していただきたい。

議長（会長） 事業者Aの皆さん、ありがとうございました。

<事業者退出>

## （２）計画段階環境配慮書についての意見

議長（会長） それでは議事の（２）計画段階環境配慮書についての意見を伺いたいと思います。お手元の「資料1」をご覧ください。まずはこの「資料1」に沿って、審議会の意見として取り上げるかどうか、修正すべき点があるか、確認していきたいと思います。そしてその後に、資料1に挙げられていない意見についてお伺いしたいと思います。

議長（会長） <資料1の答申書（1）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（2）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（3）読み上げ>

委員                   この点について「専門家からの助言」というところは、専門家だけではなく、専門機関とか研究機関という意味合いの言葉を付け加えていただきたいと思います。

委員                   研究機関等でも良いですが、お一人の専門家だけではなく、複数の専門家に意見を確認できれば良いのではないかと思います。

議長（会長）       それでは、複数の専門家等、など、組織全体としての意味合いを足すよう、事務局より文面を考えていただきたいと思います。

議長（会長） <資料1の答申書（4）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（5）読み上げ>

委員                   説明を行うだけでなく、地域住民の皆さんの意見を聞くという文言を入れればさらに丁寧だと思います。意見を取り入れるのは別問題としても、地域住民の意見も大切にしてもらいたいと思います。

議長（会長）       それでは説明の後の文章として、地域住民の意見を聞くという意味の文言を追加いただければと思います。

議長（会長） <資料1の答申書（6）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（7）読み上げ>

委員 「新たな評価方法を検討する」というのは、検討するだけでいいのか、検討してやり方を提示しなさいということなのではないでしょうか。

委員 検討して、それに基づいて予測、評価しなさいということです。そこまで書いた方がよいのかということになります。

委員 「検討し、以降の手続きに採用する」ということですね。

委員 「新たな評価方法を検討し、以降の手続きに応用する」とか「採用する」という表現ではどうでしょうか。

事務局 只今の点ですが、「新たな評価方法を検討し、調査・予測・評価を行うこと」という表現でいかがでしょうか。

委員 よろしいと思います。

委員 実際に風車が建ってしまったから、どのくらいの期間使えるのかだとか、メンテナンスの費用や時間をどのくらい必要とし、耐久性を持って発電していけるのかという点に疑問を感じます。実際に建ってから負の遺産になるのではないかという懸念を耳にするものですから、それについて意見に織り交ぜることはできないでしょうか。

事務局 この洋上風力の発電施設は30年間使用する予定で建設されていくということになっています。建った後に事後評価もされるはずですので、継続的な評価は続いていくのではないかと思います。

委員 今回の洋上風力計画では、再エネ海域利用法の中でも、漁業者という最大の利害関係者に対する配慮ということで、問題があれば一旦事業を止めて検討し、漁業者に対しては漁業被害があれば補償してください、という風にもなっています。今のところ漁業者側としては事業について心配はしていません。ただ委員の心配しているとおおり、建ててしまわなければ分からないことが結構あります。既に建っている風車もあるので、そういうところには気を使う必要があると思っています。漁業者に

はそういう話をしておりました。ご参考まで。

議長（会長） <資料1の答申書（8）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（9）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） <資料1の答申書（10）読み上げ>

<追加・修正なし>

議長（会長） ありがとうございます。今、資料1に対していただいたご意見は、修正部分も含めて取りまとめたいと思います。それでは資料1に挙げられていない意見等はございますのでしょうか。

委員 事業者がよくおっしゃる、いわゆる熟度が低い計画について、事前に弾くことはできないのでしょうか。我々も審議委員として出ている中、53基から28基みたいな幅のある議論で審議しましたと言われれば、私たちの立場的にも、どう言われるかもわからないし、リスクがありすぎるのではないのでしょうか。

例えば私の業界では、取引先に何か提出しに行って、レイアウトが決まっていないとなればその場で弾かれて終わりなわけです。53基から28基で計画に幅を持たせている一方で、2026年から基礎工事をやると言っているのもうタイムスタンプ押すためにやっていると思えませぬ。レイアウトの議論を抜きにしたらほとんど話す内容もなくなってしまうので、事前に弾けないのかなど。熟度が低いならやらなければいいという話ですよね。

委員 その話もそうですし、漁業者側で漁業実態調査も出しているのにその内容が反映されていないことが多い。関係者の話をきちんと聞いているのかなということになる。

委員 各事業者のデータがありますが、後で一覧になって比べる機会がありますか。

事務局           新しい委員の方にも環境影響評価の流れは説明させていただいております。それぞれの図書の段階ではこの程度までという形で出てくる流れにはなりますが、委員のご指摘も理解できます。そういう足りない部分は委員の皆さんの意見として出していただいて、市長意見として出していくことになるかと思えます。

会長（会長）    今の部分は答申書に加えますか。

事務局           委員からもありましたが、（９）関連の複数案の提示が足りないという意見だと捉えておりまして、既存の文言に含まれているかと思えます。

議長（会長）    ありがとうございました。以上で、計画段階環境配慮書についての意見の取りまとめを終わります。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。ただいま出された意見を取りまとめ、答申書を作成いたします。答申書については私と副会長にご一任いただくということでご了承願います。

議長（会長）    では、これにて本日の議事を終了します。速やかな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

5. その他        (略)

6. 閉 会        (略)